

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程《入会金及び会費規定》

第1章 総則

第1条〔目的〕

この規定は、一般社団法人三重県サッカー協会（以下「本法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の会員の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条〔入会金〕

本協会に入会を承認された会員は、入会金を納入しなければならない。ただし、前年度のみ登録されなかった場合については入会金を免除する。

正会員 2,000円

第3条〔会費〕

1. 本協会に入会を承認された会員は、会費を毎年納入しなければならない。
2. 正会員の団体の会費は、別表のとおりとする。
3. 正会員の個人の会費は、年間2,000円とする。
4. 賛助会員の会費については任意とし、相互の協議により決定する。

第4条〔会費の納入期日〕

本協会への入会金及び会費は、毎年4月1日を起算とし、翌年3月31日までに当年度分を納付しなければならない。

第5条〔改正〕

この規定の改正は、理事会の審議を経て、総会の議決により行うものとする。

附則

1. この規定は、平成17年4月1日から施行する。
2. この規定は、令和4年6月18日から施行する。